平成 18 年 5 月 19 日

各　位

会社名　株式会社　河合楽器製作所
代表者　代表取締役社長　河合弘隆
（コード番号　7952　東証第一部）
問合せ先　取締役 兼専務執行役員
経営企画部長　笠原　裕
電話番号　053 -457 -1227

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 79 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 公告閲覧の利便性の向上及び費用削減を図るため、現行定款第 4 条に規定する公告方法を電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第 5 条）

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法）」(平成17年法律第87号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

①単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限し、その権利を明確にするための規定を新設するものであります。（変更案第10条）

②株主総会の招集地が自由化されたことから、株主総会開催に当たっての便益等を考慮し、招集地に関する規定を新設するものであります。（変更案第14条②）

③株主総会においてより充実した情報の開示を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。(変更案第16条)

④取締役会の機動的、効率的運営を図るため、緊急時に備えて、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、取締役会の書面決議に関する規定を新設するものであります。（変更案第25条②）

⑤監査役に欠員が生じた場合に備えて選任する監査役補欠者の選任決議の効力有

効期間を伸長させることが可能となりましたので、その伸長に関する規定を新設するものであります。（変更案第29条②）

⑥会計監査人に関する新たな章を新設し、選任方法、任期に関する規定をとして新設するものであります。（変更案第6章、第37条・第38条）

⑦機動的な資本政策、配当政策を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても実施できるように、取締役会への授権規定を新設するものであります。（変更案第40条）

⑧整備法の規程に基づき、既に当社定款に定めがあるものとみなされている事項につき、所要の変更を行うものであります。

・取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定の新設（変更案第4条）

・株券を発行する旨の規定の新設（変更案第7条）

・名義書換代理人を株主名簿管理人に名称変更する旨の規定の変更（変更案第11条）

⑨その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定への所要の修正、変更を行うものであります。

（3）当社事業の国際化に対応するため、当社商号に英文表記を追加するものであります。（変更案第1条）

（4）平成14年4月より導入しております執行役員制度の定着化に伴ない、取締役員数の上限を30名より10名に減少させるものであります。（変更案第19条）

（5）その他、定款全般に亘って、文言の整理、句読点の追加、不要条文の削除、条数の変更等を行うものであります。

２．変更の内容　　別紙　定款変更の内容

３．日程　　定款変更のための株主総会開催日　　平成１８年６月２９日
　　定款変更の効力発生日　　平成１８年６月２９日

以上

別紙　定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総則	**第１章　　総則**
(商号)	(商号)
第１条　　当会社は株式会社河合楽器製作所と称する	第１条　　当会社は、株式会社河合楽器製作所と称し、英文では、KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO., LTD.と表示する。
(目的)	(目的)
第２条　　当会社は次の業務を営むことを目的とする	第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～24.条文省略	（現行どおり）
(本店所在地)	(本店の所在地)
第３条　　当会社は本店を浜松市に置く	第３条　　当会社は、本店を浜松市に置く。
（新　設）	(機関) 第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.　取締役会 2.　監査役 3.　監査役会 4.　会計監査人

現　行　定　款	変　更　案
(公告の方法) 第４条　当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する	(公告方法) 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株式	**第２章　株式**
(発行する株式の総数) 第５条　当会社の発行する株式の総数は2億8千8百万株とし、このうち2億8千2百万株は普通株式、6百万株は優先株式とするただし普通株式につき消却が行われた場合又は第1種優先株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、2億8千8百万株とし、このうち2億8千2百万株は普通株式、6百万株は優先株式とする。 （ただし書部分削除）
（新　設）	(株券の発行) 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の買受け) 第６条　当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる	(自己の株式の取得) 第８条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（株券の種類） 第７条　当会社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による	（削　除）
（１単元の株式の数） 第８条　当会社の１単元の株式の数は1,000株とする ②　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、普通株式、優先株式ともに、1,000株とする。 ②　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2．剰余金の配当を受ける権利 3．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 4．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

現　行　定　款	変　更　案
（名義書換代理人） 第９条　当会社は株式につき名義書換代理人を置く ②　名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む　以下同じ）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の不所持、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式の取扱） 第10条　当会社の株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による	（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現　行　定　款	変　更　案
(基準日) 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む　以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする ②　本定款に定めのある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる	（削　除）
第２章の２　　優先株式	**第２章の２　　優先株式**
(第１種優先配当金) 第11条の2　当会社は、第33条に定める利益配当を行うときは、毎営業年度末の最終の株主名簿に記載又は記録された第１種優先株式を有する株主（以下「第１種優先株主」という）又は第１種優先株式の登録質権者（以下「第１種優先登録質権者」という）に対し、毎営業年度末の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、第１種優先株式１株につき年50円を上限として、第１種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「第１種優先配当金」という）を支払う	(第１種優先株主への剰余金の配当) 第12条の2　当会社は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第１種優先株式を有する株主（以下「第１種優先株主」という。）又は第１種優先株式の登録株式質権者（以下「第１種優先登録質権者」という。）に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第１種優先株式１株につき年50円を上限として、第１種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第１種優先配当金」という。）を金銭により配当する。

現 行 定 款	変 更 案
② ある営業年度において第１種優先株主または第１種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない	② ある事業年度において第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対して配当する剰余金の配当金の額が第１種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③ 第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対しては、第１種優先配当金を超えて配当を行わない	③ 第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対しては、第１種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
（第１種優先株主に対する残余財産の分配） 第11条の3 当会社の残余財産を分配するときは、第１種優先株主又は第１種登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第１種優先株式１株につき500円を支払う	（第１種優先株主に対する残余財産の分配） 第12条の3 当会社の残余財産を分配するときは、第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第１種優先株式１株につき500円を支払う。
② 第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない	② 第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。
（第1種優先株式の買受け又は消却） 第11条の4 当会社は、法令の定めに従って、株主に配当すべき利益をもって第１種優先株式の全部又は一部を買い受け、これを消却することができる	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
（第１種優先株主の償還請求権） 第11条の5　第１種優先株主は、平成26年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「償還請求可能期間」という）において、毎営業年度に、前営業年度における配当可能利益の2分の1に相当する金額を上限として、第１種優先株式の全部または一部を1株につき500円にて償還するように請求することができ、当会社は、法令の定めに従って、配当可能利益の範囲内において、償還手続を行うものとする	（第１種優先株主の取得請求権） 第12条の4　第１種優先株主は、平成26年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、毎事業年度に、前事業年度末における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、第１種優先株式の全部又は一部を1株につき500円にて取得するように請求することができ、当会社は、法令の定めに従って、分配可能額の範囲内において、取得手続を行うものとする。
（第１種優先株式の強制償還） 第11条の6　当会社は、平成26年4月1日以降いつでも第１種優先株主又は第１種優先登録質権者の意思にかかわらず、第１種優先株式の全部または一部を償還することができる ② 償還価額は、1株につき500円に第１種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還の日までの日数で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）とする	（第１種優先株式の取得条項） 第12条の5　当会社は、平成26年4月1日以降いつでも第１種優先株主又は第１種優先登録質権者の意思にかかわらず、当会社が定める日に第１種優先株式の全部又は一部を取得することができる。 ② 取得価額は、1株につき500円に第１種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得の日までの日数で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）とする。

現　行　定　款	変　更　案
（第１種優先株式の議決権） 第11条の7　第１種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない	（第１種優先株式の議決権） 第12条の6　第１種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
（第1種優先株式の併合又は分割、新株引受権等） 第11条の8　当会社は、法令に定める場合を除き、第１種優先株式について株式の併合又は分割を行わない ②　当会社は、第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対し、新株引受権又は新株予約権若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない	（第1種優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等） 第12条の7　当会社は、法令に定める場合を除き、第１種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。 ②　当会社は、第１種優先株主又は第１種優先登録質権者に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。
（第1種優先株式の転換予約権） 第11条の9　第１種優先株主は、第１種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件にて、第1種優先株式の普通株式への転換を請求することができる	（普通株式の交付と引換えに第1種優先株式の取得を請求する権利） 第12条の8　第１種優先株主は、第１種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件にて、当会社が第1種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(第1種優先株式の一斉転換) 第11条の10　転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第１種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という）をもって、第１種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日を除く、以下「一斉転換価額」という）で除して得られる数の普通株式となる ただし一斉転換価額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する この場合、一斉転換価額が、第１種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回る場合は当該下限転換価額をもって、当該取締役会の決議で定める上限転換価額を上回る場合は当該上限転換価額をもって、一斉転換価額とする ②　前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う	(第1種優先株式の一斉取得) 第12条の9　取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第１種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、その引換えに第１種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、一斉取得価額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 この場合、一斉取得価額が、第１種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回る場合は当該下限取得価額をもって、当該取締役会の決議で定める上限取得価額を上回る場合は当該上限取得価額をもって、一斉取得価額とする。 ②　前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

現　行　定　款	変　更　案
(優先順位) 第11条の11　当会社の発行する各種の種類株式の優先配当金及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする	(優先順位) 第12条の10　当会社の発行する各種の種類株式の優先配当金及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。
(種類株主総会) 第11条の12　第１２条②、③、第１３条乃至第１６条の規定は、種類株主総会にこれを準用する	(種類株主総会) 第12条の11　第１５条から第１８条までの規定は、種類株主総会にこれを準用する。
第3章　　株主総会	**第3章　　株主総会**
(新　設)	(定時株主総会の基準日) 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集) 第12条　当会社の定時株主総会は毎年６月に招集し臨時株主総会は必要に応じて招集する (②項　新　設) ② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除くほか取締役会の決議により取締役社長が招集する ③ 取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る	(株主総会の招集) 第14条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときは随時これを招集する。 ② 当会社の株主総会は、浜松市内において招集する。 (②項　削　除) (③項　削　除)

現 行 定 款	変 更 案
（新　設）	（株主総会の招集権者及び議長） 第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（附議事項） 第13条　株主総会の附議事項はあらかじめ株主に通知した事項以外にわたることができない	（削　除）
（議長） 第14条　株主総会の議長には取締役社長が当る ②　取締役社長にさしつかえあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る	（削　除）
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現　行　定　款	変　更　案
(決議方法) 第15条　株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めのある場合を除くほか出席した株主の議決権の過半数をもって行う ②　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う	(決議の方法) 第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第16条　株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる ②　株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に差出すものとする	(議決権の代理行使) 第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②　株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
第４章　　取締役及び取締役会	**第４章　　取締役及び取締役会**
(定員) 第17条　当会社の取締役は30名以内とする	(員数) 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。
(選任) 第18条　取締役は株主総会において選任する ②　取締役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う ③　取締役の選任決議は累積投票によらないものとする	(選任方法) 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第19条　取締役の任期は就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする ② 取締役のうち就任の時期に先後があるときは後に就任した者の任期は最も先に就任した者の残任期間とする	(任期) 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (②項　削 除)
(代表取締役) 第20条　取締役会はその決議をもって取締役のうちから当会社を代表する取締役若干名を定める (②項　新　設)	(代表取締役及び役付取締役) 第22条　取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役副会長若干名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
(役付取締役) 第21条　取締役会はその決議をもって取締役会長１名、取締役副会長若干名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる	(削 除)

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役社長に事故又はさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集) 第22条　取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対して会日から３日前までに通知を発する ただし緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる	(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	(取締役会の決議方法等) 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ②　当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	(取締役会規程) 第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(報酬) 第23条　取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもってこれを定める	(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
(相談役、顧問) 第24条　取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる	(相談役、顧問) 第28条　取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。
第５章　　監査役及び監査役会	**第５章　　監査役及び監査役会**
(定員) 第25条　当会社の監査役は５名以内とする	(員数) 第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。 ②　監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（②項　新　設）	
(選任) 第26条　監査役は株主総会において選任する ②　監査役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う	(選任方法) 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
(任期) 第27条　監査役の任期は就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする	(任期) 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものにに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤の監査役) 第28条　監査役はその互選により常勤の監査役を定める	(常勤の監査役) 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集) 第29条　監査役会を招集するには各監査役に対して会日の３日前までに通知を発する ただし緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる	(監査役会の招集通知) 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集する必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第30条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う	(監査役会の決議方法) 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
	(監査役会規則) 第35条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
（新　設）	
(報酬) 第31条　監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める	(報酬等) 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（章　新　設）	**第６章　会計監査人**
	(選任方法) 第37条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	
	(任期) 第38条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新　設）	

現　行　定　款	変　更　案
第6章　　計算	**第7章　　計算**
(営業年度) 第32条　当会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとし毎営業年度末に決算を行う	(事業年度) 第39条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（新　設）	(剰余金の配当等の決定機関) 第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(利益配当) 第33条　当会社の利益配当金は、毎営業年度末の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払うものとする （②項　新　設） （③項　新　設）	(剰余金の配当の基準日) 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③　前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第34条　当会社は取締役会の決議により毎年９月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、商法第293条の5の規定による金銭の分配（中間配当という）をすることができる	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（利益配当金及び中間配当金の除斥期間） 第35条　　利益配当金及び中間配当金が、その支払を開始した日から満３年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れるものとする	（配当金の除斥期間） 第42条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上